

熊南総合事務組合船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 熊南総合事務組合

事 業 名 : 馬島佐合島航路事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	6人	年 間 輸 送 人 員 数	21千人
営 業 航 路	15.8km	在 籍 船 舶 数	2隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	22年
年 間 運 航 キ 口	30千km	乗 船 効 率 * 1	8.2%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上限認可	平成18年9月25日	
実 施	平成18年10月1日	馬島・佐合島航路運航条例

(3) 料金水準の検討

料金水準は、適切と考えられ、島民の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、今後の料金改定は検討していない。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H29	3,392千円	H30	3,268千円	R1	3,484千円
収 益 的 収 支 比 率 ※過去3年度分を記載	H29	99.1%	H30	86.0%	R1	97.2%
実 質 収 支 ※過去3年度分を記載	H29	10,552千円	H30	7,622千円	R1	8,494千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29	—	H30	—	R1	—

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

これまでのところ資金不足比率は生じていないが、料金収入だけで経営は成り立たず、国庫補助金、県補助金、構成団体からの分担金で収支を確保している状況である。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

(1)～(3)共通

馬島、佐合島ともに高齢化と人口減少が進み、これについて歯止めをかけるのは困難であり、島民の利用による料金の増収は見込めない。しかし、馬島についてはキャンプ場があり夏場を中心ににぎわうほか、最近では、県外からの若い移住者(島民)による子どもを対象とした交流教室の定期的な開催で、小人料金の増収が図られている。また、佐合島についても、夏場は島外の住民によるカヌー教室等が開催される日があり、家族連れが複数島に渡っている。中期的に利用者数の増を見込むことはできないが、こうした交流人口を確保することによって、利用者数の急激な落ち込みは、ある程度避けることができるものと考えられる。

(2) 料金収入の予測

島民の減少に伴い、料金収入は緩やかに減少するものの、キャンプ場やイベント等による交流人口は一定数確保できると考えられるため、計画最終年度において、前年度決算の14%程度の減としている。

(3) 船舶更新時期の見通し

平成26年に主船のエンジンの載せ替えをした。その時の地方債の償還が令和6年度に終了するため、令和7年度を目途に更新を検討している。

3. 経営の基本方針

島民にとっては本土へ渡る唯一の手段であり、必要不可欠な生活航路である。公営企業の責務として、構成団体と協力し、交流人口の増加による料金収入の確保を図りつつ、新船就航時には運航ダイヤの見直し等を検討する等、持続可能な経営体制を模索・構築していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

令和7年度に新船を建造する計画としている。

②収支計画のうち財源についての説明

料金収入については、島民の高齢化の状況等を考慮し、料金改定は見込んでいない。収支の不足分については、国庫補助金と、構成団体からの分担金で補っているが、構成団体からの分担金については減額が図れる見通しとしている。新船の建造に向けては、建造後の地方債償還額の軽減を図るため、令和3年度から4年間、前年度実質収支の繰越金から300万円ずつ積み立て、建造財源とする計画としている。また建造後は、将来の大きな修繕に備え100万円ずつ積み立てる計画としている。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

従来、馬島麻里府航路、佐賀佐合島航路、それぞれで経営していたものを、平成19年10月に統合した。組織的にはその時点で効率化が図られたため、これ以上の機構の改革は困難であり、そうした縮減については見込んでいない。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

運航ダイヤの見直しによる経費の縮減。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、
改定等に関する事項

収支計画については、実績と大きな乖離が生じた場合は随時見直すこととする。